

五所川原市教育委員会ネーミングライツ・パートナー募集要項

1. 募集の目的

五所川原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）では、ネーミングライツ導入施設への命名権（以下「ネーミングライツ」という。）を民間事業者等に付与することで PPP（公民連携）を推進し、市民サービスと対象施設の魅力の向上を図るとともに、市の新たな財源の確保と施設の良好な管理運営を行うことを目的に、ネーミングライツ・パートナーを募集します。

2. 募集する施設及び概要

	施設名・所在地	希望ネーミング ライツ料（年額）	希望ネーミング ライツ付与期間
①	つがる克雪ドーム	1,250,000 円以上	2 年 (R7.4.1~R9.3.31)
②	五所川原市民体育館	1,000,000 円以上	2 年 (R7.4.1~R9.3.31)

※上表の希望ネーミングライツ料（年額）は、消費税及び地方消費税を含んでいます。

※各施設の詳細は別紙「施設の概要」をご覧ください。

3. 愛称

（1）愛称に係る条件

①愛称に、企業名又は商品名、ブランド名などを付けることができます。

例：〇〇ドーム、〇〇体育館、〇〇アリーナ、〇〇スタジアム、〇〇ホールなど。

ただし、企業名等のみの表示は不可。

②愛称は、日本語及び英語アルファベットに限ります。

③五所川原市ネーミングライツ事業実施要綱及び五所川原市教育委員会ネーミングライツ事業実施要綱に規定する条件を基本とします。

④愛称には、都道府県及び本市以外の市区町村名を使用しないことを基本とします。

⑤利用者の混乱を避けるため、契約付与期間内の愛称変更は、原則できません。ただし、愛称変更の必要性について特段の理由がある旨を説明し、教育委員会の同意を得た場合は、この限りではありません。

⑥市民に親しまれ、かつ、市民に誤解を与えることのない愛称としてください。

⑦使用できない愛称は、五所川原市ネーミングライツ事業実施要綱第 8 条に規定するものとします。

⑧その他愛称として設定することが適当でないと認められるもの。

※愛称であることから、条例で定める施設の名称の改正は行いません。

（3）愛称表示に伴う費用負担

看板の作成、設置、改修、撤去及び原状回復に係る費用は、ネーミングライツ・パートナーの負担とします。

(4) 愛称使用開始時期

令和7年4月1日～令和9年3月31日とする。

(5) 愛称の普及

ネーミングライツ・パートナーの正式決定後、法人名、施設の愛称、ネーミングライツ料等について、マスコミに公表し、広く愛称の普及、定着に努めます。(愛称が定着するまで条例上の名称を併記する場合があります。)

4. 看板等の設置にかかる条件

(1) 看板設置については、法令、青森県屋外広告物条例及び同施行規則等や施設構造により、一定の配慮が必要となるとともに、デザイン案の段階で事前協議が必要となります。

(2) 原状回復ができるよう看板を設置することとなります。

(3) ネーミングライツ・パートナーの信用失墜行為等に伴い、当該施設のイメージが損なわれるおそれが生じた場合、市は契約満了を待たず契約を解除できることとします。その場合における、原状回復に必要な費用はネーミングライツ・パートナーが負担するものとし、ネーミングライツ料も返還しません。

(4) 教育委員会の事業上やむを得ない事由が生じた場合、施設等に表示している愛称の撤去等を行う場合があります。

5. 命名及び愛称表示に係る費用負担

(1) ネーミングライツ・パートナーの負担

ネーミングライツ事業に伴う対象施設等に冠した看板等の新設、変更に伴う費用及び契約期間終了又は契約解除に伴う原状回復費用については、ネーミングライツ・パートナーの負担とします。

(2) 教育委員会の負担

ネーミングライツ・パートナーとの契約締結後又は契約期間終了後に教育委員会が作成する印刷物や市ホームページ等における対象施設等の名称表示の変更については、教育委員会の負担とします。

6. 応募資格

(1) 応募資格を有する者は、以下の条件を満たす法人、法人以外の団体又は法人等で構成される団体(以下「法人等」という。)とします。

①市の指名停止要領に基づく指名停止を受けていないこと

②地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

③国税、地方税を滞納していないものであること。

④暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又はその構成員(暴力団の構成団体

の構成員を含む。)に該当しない者であること。

⑤その他市長が適当でないと認める者

(2) 団体の場合は、団体を構成するすべての法人等が前述の応募資格を有すること。

7. 応募手続き

(1) 応募受付期間

令和 6 年 10 月 15 日 (火) から令和 6 年 11 月 28 日 (木) まで

(土・日・祝日等の閉庁日を除く。) 8 時 30 分から 17 時 15 分まで

郵送の場合は期間内必着、持参の場合は期間内

(2) 応募方法

ネーミングライツ・パートナー申込書 (別記第 1 号様式) に必要事項を記入のうえ、次の必要書類を添付し、申込先に持参又は郵送により提出してください。

【必要書類】

①法人等の概要を記載した書類

②法人の履歴事項全部証明書 (登記事項証明書) (発行から 3 月以内)

③直近 3 事業年度分の財務諸表

④直近 3 事業年度分の国税 (法人税及び消費税)、県税・市町村税の納税証明書 (滞納がないことが確認できること。)(発行から 3 月以内)

⑤その他教育委員会が必要と認める資料

(3) 応募に要する費用及び契約締結に係る費用は、すべて応募者の負担とします。

(4) 応募に係る留意事項

①応募受付期間を過ぎた提出、提出期限後の書類の差し替え、再提出は認めません。

②提出書類に虚偽の内容が記載されていることが発覚した場合、その申請は無効とします。

③教育委員会が必要と認める場合、追加の書類提出を求める場合があります。

④提出された書類は返却しません。

⑤提出書類については、ネーミングライツ・パートナー候補者の選定についてのみ使用することとしますが、選定後に審査結果の公表のため必要となる場合は内容を公表します。また、五所川原市情報公開条例に基づき、開示することがあります。

8. パートナーメリット (ネーミングライツ・パートナーに対する特典)

(1) 愛称の表示

対象施設に対して、新たに企業名又は商品 (ブランド) 名を冠した愛称を付け、施設看板及び案内看板等に表示することができます。

※愛称の表示設置は、市及び指定管理者制度導入施設は指定管理者との協議が必要です。

(2) 印刷物等への愛称表示 (新規作成分を対象とします。)

(3) 市広報誌、市ホームページ及び指定管理者制度導入施設は指定管理者のホームページ、その他広報媒体による愛称の普及

(4) 施設運営に支障のない範囲での施設使用権。ただし、施設利用者を優先とする。

(5) その他施設等の魅力を向上させる、応募者自身が実施可能な提案等について市と協

議のうえ決定する。

- (6) 契約終了年以降の契約継続に関しては優先交渉権があります。

9. 選定方法等

- (1) 審査会において、応募された価格、契約期間、愛称案及び地域貢献などを総合的に判断してネーミングライツ・パートナー候補者を選定します。

募集期間内に同一施設等に対して応募が複数あった場合は、審査会で順位付けを行います。

なお、応募が1者であっても、教育委員会のネーミングライツ・パートナーとしてふさわしいかどうか審査し、審査会においてネーミングライツ・パートナー候補者とするか選定します。

- (2) 対象施設の設置目的やイメージとの整合性、市民にとってのわかりやすさや、ネーミングライツ料、契約付与期間、応募者の経営状況、付帯提案の内容、五所川原市教育委員会ネーミングライツ事業実施要綱との整合性等を総合的に勘案し選定します。

- (3) 提案いただいた施設の愛称の可否については、審査会において決定します。また、必要に応じて、愛称の再提案を求める場合がありますが、提案価格の変更は行いません。

参考：一般的に企業名、商品名とも理解され得ず、施設の名称に冠するには不適切なもの

- (4) ネーミングライツ・パートナー候補者選定後、全ての応募者に文書で通知するとともに、選定された候補者を市広報誌、ホームページなどで発表します。

- (5) ネーミングライツ・パートナー候補者に選定された応募者と契約の詳細について協議を行い、契約内容が合意に至り次第、契約を交わします。

なお、ネーミングライツ・パートナー候補者に選定された応募者との間で契約に係る協議が不調となり、契約合意の可能性が無いと市が判断した場合は、次点の候補者と契約の協議を行うものとします。

10. 契約の解除

ネーミングライツ・パートナーの事情又は瑕疵により、当該施設等の愛称の維持が困難な場合及び契約期間中に五所川原市ネーミングライツ事業実施要綱第10条第2項の資格要件に該当しないこととなった場合には、契約を解除することがあります。この契約解除に伴う原状回復に必要な費用は、ネーミングライツ・パートナーの負担とします。

11. 質問及び回答

- (1) 質問の資格者

本要項中の「6. 応募資格」に規定する資格を満たす者とします。

- (2) 質問の方法

質問書（別記第6号様式）により質問の要旨を簡潔にまとめ、持参、FAXまたはメールにて問い合わせ先に送付してください。なお、電話・窓口での質問は受け付けません。

- (3) 受付期間

令和 6 年 10 月 16 日（水）から令和 6 年 11 月 19 日（火）17 時 15 分まで

（4）回答

質問が届いた日から 1 週間以内に回答を送付するとともに、市ホームページに回答を掲載します。また、回答書は、本要項と一体のものとして、要項と同等の効力を有するものとします。

なお、やむを得ない事情により回答が遅れる場合はその旨を通知します。

1 2. 応募・参考資料

- （1）五所川原市ネーミングライツ事業実施要綱
- （2）五所川原市教育委員会ネーミングライツ事業実施要綱
- （3）五所川原市広告掲載要綱
- （4）五所川原市ネーミングライツ導入ガイドライン
- （5）施設概要
- （6）契約書（案）
- （7）ネーミングライツ・パートナー申込書
- （8）ネーミングライツ・パートナー質問書

1 3. 申込先・お問い合わせ先

担当：五所川原市教育委員会 スポーツ振興課（施設所管課）

住所：〒037-8686 青森県五所川原市字布屋町 41 番地 1

TEL：0173-35-2111（内線 2933）

FAX：0173-35-3617

E-mail：sports@city.goshogawara.lg.jp

ホームページ：http://www.city.goshogawara.lg.jp